



発行 新潟県

第 68 号

平成24年8月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1053 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1054 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1055 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1056 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1057 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1058 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1059 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1060 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1061 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1062 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1063 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1064 保安林の指定予定（治山課）
- 1065 保安林の指定（治山課）
- 1066 保安林の指定（治山課）
- 1067 保安林の指定（治山課）
- 1068 保安林の指定（治山課）
- 1069 保安林の指定（治山課）
- 1070 保安林の指定解除（治山課）
- 1071 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1072 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1073 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1074 公共測量の実施（監理課）
- 1075 公共測量の実施（監理課）
- 1076 公共測量の実施通知（監理課）
- 1077 基本測量の実施通知（監理課）
- 1078 道路の区域変更（道路管理課）
- 1079 道路の供用開始（道路管理課）
- 1080 道路の区域変更（道路管理課）
- 1081 道路の供用開始（道路管理課）
- 1082 都市計画事業の認可（都市政策課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 指定管理者の募集（文化振興課）
- 指定管理者の募集（障害福祉課）
- 特定調達契約の落札者等（治山課）

企業局管理規程

- 5 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

選挙管理委員会告示

44 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

人事委員会規則

8-86 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

告 示

◎新潟県告示第1053号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新した。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
沢矯正歯科医院	長岡市城内町2-6-13	歯科矯正に関する医療	平成24年9月1日
小千谷総合病院	小千谷市本町1-13-33	腎臓に関する医療	平成24年9月1日
県立中央病院	上越市新南町205	腎臓に関する医療	平成24年9月1日
県立中央病院	上越市新南町205	免疫に関する医療	平成24年9月1日
上越総合病院	上越市大道福田148-1	腎臓に関する医療	平成24年9月1日
佐渡総合病院	佐渡市千種161	腎臓に関する医療	平成24年9月1日
えちごメディカル 古正寺 薬局	長岡市古正寺3-2	薬局	平成24年9月1日
斎藤薬局	長岡市新町1丁目2-28	薬局	平成24年9月1日
西長岡調剤薬局	長岡市千秋2-297-12	薬局	平成24年9月1日
新光町調剤薬局	三条市新光町1-27	薬局	平成24年9月1日
ツルマキ薬局	三条市荻堀1616-1	薬局	平成24年9月1日
けんこう調剤薬局 元町店	小千谷市元町8-5	薬局	平成24年9月1日
上村薬局	十日町市馬場丁1452-2	薬局	平成24年9月1日
小川薬局	燕市地藏堂本町二丁目6-23	薬局	平成24年9月1日

コアラ薬局	燕市佐渡字蒲田243-1	薬局	平成24年9月1日
しなの薬局 吉田店	燕市吉田2757-3	薬局	平成24年9月1日
エム・ケイ薬局 かきざき店	上越市柿崎区柿崎6411-2	薬局	平成24年9月1日
トモエ薬局 高田店	上越市大字樋場2街区1-1	薬局	平成24年9月1日
はまなす調剤薬局	上越市柿崎区柿崎6411-1	薬局	平成24年9月1日
しなの薬局 あがの店	阿賀野市市野山191-3	薬局	平成24年9月1日
日本調剤 小出薬局	魚沼市四日町155-1	薬局	平成24年9月1日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	薬局	平成24年9月1日
壮快調剤薬局株式会社中条支店	胎内市平木田字岩山1500-2	薬局	平成24年9月1日
トリム薬局 湯沢店	湯沢町神立25-6パステルハイツ1F	薬局	平成24年9月1日
長岡中央訪問看護ステーション	長岡市川崎町2041	訪問看護	平成24年9月1日
上越医師会訪問看護ステーション	上越市春日野1-2-33	訪問看護	平成24年9月1日

◎新潟県告示第1054号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
荒川漁業協同組合
村上市荒島144-24
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容

変 更 後			変 更 前		
(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。			(遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。		
ア 魚種	イ 期 間		ア 魚種	イ 期 間	
	(略)			(略)	
さくらます	3月16日から	上流、関川村地内丸山	さくらます	3月16日から	上流、関川村地内高田

	5月31日まで	大橋下流端から、下流、 村上市地内荒川橋上流 端までの区間。但し、 荒川頭首工取水堰上流 端から上流50m、下流端 から下流600mの区間を 除く荒川本川に限る。		5月31日まで	橋下流端から、下流、 村上市地内荒川橋上流 端までの区間。但し、 荒川頭首工取水堰上流 端から上流50m、下流端 から下流600mの区間を 除く荒川本川に限る。
<p>2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及び さくらます漁業を除いたすべての漁業において丸山大橋 より禁漁区を含む下流については禁漁とする。</p>			<p>2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及 びさくらます漁業を除いたすべての漁業において荒川 頭首工用水取水堰より禁漁区を含む下流については禁 漁とする。</p>		

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年 9 月 1 日

◎新潟県告示第1055号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月 31 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
阿賀野川漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町石間3881-4
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条の「平成23年 9 月 1 日から平成24年 8 月 31 日まで」を「平成24年 9 月 1 日から平成25年 8 月 31 日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年 9 月 1 日

◎新潟県告示第1056号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月 31 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
松浜内水面漁業協同組合
新潟市北区松浜7丁目3641番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条の「平成23年 9 月 1 日から平成24年 8 月 31 日まで」を「平成24年 9 月 1 日から平成25年 8 月 31 日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年 9 月 1 日

◎新潟県告示第1057号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
新潟市大形地区漁業協同組合
新潟市東区津島屋3丁目48番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1058号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
濁川漁業協同組合
新潟市北区名目所3丁目1948
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1059号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
東蒲原郡漁業協同組合
東蒲原郡阿賀町両郷555
 - 2 漁業権の免許番号
内共第8号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第12条の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1060号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
 - 2 漁業権の免許番号
内共第12号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第9条表中の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1061号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
 - 2 漁業権の免許番号
内共第12号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第9条表中の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1062号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合
十日町市干溝1508番地
 - 2 漁業権の免許番号
内共第12号
 - 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第5条表中の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
 - 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日
-

◎新潟県告示第1063号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合
糸魚川市大字須沢2426番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第24号
- 3 変更の内容
(釣堀的漁場)
第8条の「平成23年9月1日から平成24年8月31日まで」を「平成24年9月1日から平成25年8月31日まで」に改める。
- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成24年9月1日

◎新潟県告示第1064号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市浦川原区真光寺字倉下913から919まで、920の1、920の2、920の子、921の1、921の2、922から927まで、928の1、928の2、929、930、930の子、930の丑、931、横住字堂地1147の1、1147の2、1148から1156まで、1160から1166まで、1166の子、1166の丑、1167から1169まで、1170の1、1170の2、1171、1175、1176
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1065号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市吉川区山直海字足駄山1894、1895、1897、1897の1、1910、1911、1914の1、1914の2、1916から1920まで、字丸滝1923の1、1923の2、1924、1925、1928、1929、1931、1933、1934の1、1934の2、1935の1、1937から1940まで、1946の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1066号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市吉川区入河沢字下坪 55 の 2、64 の 1、64 の 4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1067号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市浦川原区小谷島字南山 1250、1251 の 1、1252 の 1、1253 の 1、1254 の 1、1261、1262、1276 から 1290 まで、1292、1293、1297、1298、1303、1304、1307、1308、1310、1311、1323、1326、1327 の 1 から 1327 の 3 まで、1329 の 1、1329 の 2、1330 から 1336 まで、1337 の 1、1337 の 2、1338、1339、1340 の 1、1340 の 2、1340 の子、1341 から 1343 まで、1344 の 2、1345、1351 から 1354 まで、1355・1356・1359 の丑合併、1357、1359、1359 の子、1362、1362 の 1、1363 から 1365 まで、1368 から 1370 まで、1390、1391、1393、1397 から 1399 まで、1399 の子、1400 から 1402 まで、1403 の 1、1403 の 2、1404 の甲、1404 の乙、1405、1406、1406 の 1、1406 の 2、1407 の 1、1408 の 1、1408 の 2、1409 から 1411 まで、1412 の 1、1412 の 3、1414、1415、1416 の 1、1434 の 1、1435 の 1、1436 から 1441 まで、1444 の 4、1445 の 1、1446、1453、1491、1492、1494 から 1496 まで、1498 の 1、1499 の 1、1501、1503、1505、1506、1507 の 1、1541 から 1563 まで、1565 から 1571 まで、1573、1576 から 1586 まで、1588、宇入山 1589

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1068号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市大島区岡字滝元 4122 の 2、4122 の 4、4123
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1069号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市大島区岡字沢入口 610 の 1、610 の 2、611、字寺浦 778 の 1、778 の 2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1070号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年8月31日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県糸魚川市大字山之坊字北ノ2504の15（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県糸魚川地域振興局農林振興部及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1071号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成24年8月23日認可した。

平成24年8月31日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1072号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成24年8月31日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	一村尾	農業用排水施設整備(県単農業農村整備「かんがい排水」)事業	変更	平成24年8月15日	第48条

◎新潟県告示第1073号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成24年9月3日から平成24年10月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	中江北部第1	換地計画書の写し	上越市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1074号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 作業種類 公共測量(県営経営体育成基盤整備事業和田南部地区確定測量)
- 作業期間 平成24年8月27日から平成25年3月7日まで
- 作業地域 上越市 大字寺町、上箱井、中箱井、島田、木島ほか

◎新潟県告示第1075号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)柴橋地区確定測量)
- 作業期間 平成24年8月13日から平成25年2月8日まで
- 作業地域 胎内市 柴橋、八田、寅田、中条、長橋、小舟戸、船戸、大塚、東川内、城塚、塩津、弥彦岡 地内

◎新潟県告示第1076号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（水準測量図作成）
- 2 作業期間 平成24年8月22日から平成24年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟市地域

◎新潟県告示第1077号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（重点地域高精度三次元測量）
- 2 作業期間 平成24年10月9日から平成24年11月2日まで
- 3 作業地域 長岡市、柏崎市、刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第1078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩野塚山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市片貝町字町裏 5050 番 3 から	新	12.0～20.4メートル	225.5メートル
同市片貝町字諏訪宮4812番1まで	旧	5.2～17.2メートル	277.1メートル

◎新潟県告示第1079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 岩野塚山線
- 2 供用開始の区間
小千谷市片貝町字町裏5050番3から同市片貝町字諏訪宮4812番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年8月31日

◎新潟県告示第1080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 来迎寺停車場神谷線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市神谷字村下 925 番 1 から	新	9.0～24.4メートル	84.3メートル
同市神谷字中豊先1471番 3 まで	旧	9.0～13.8メートル	84.3メートル

◎新潟県告示第1081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 県道 来迎寺停車場神谷線

2 供用開始の区間

長岡市神谷字村下925番 1 から同市神谷字中豊先1471番 3 まで

3 供用開始の期日 平成24年 9 月 3 日

◎新潟県告示第1082号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 施行者の名称

佐渡市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 佐和田都市計画公園事業

(2) 名称 6・4・1号つつじヶ丘公園

3 事業施行期間

平成24年 8 月31日から平成26年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

佐渡市窪田・中原地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成 24 年 7 月 19 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハッピーフィッシング
- 3 代表者の氏名
本間 陽一
- 4 主たる事務所の所在地
北蒲原郡聖籠町大字大夫興野 2862 番地 11
- 5 定款に記載された目的
この法人は、防波堤等で釣りをを行う人々に対して、施設を安全に利用できるための事業や利用促進のための事業を行うことにより、釣り文化の振興、釣り場での事故防止、及び雇用機会の拡充を図り、以って地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 地域安全活動
 - (2) 経済活動の活性化を図る活動
 - (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を図る活動
 - (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 子どもの健全育成を図る活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) ①・② (略) ③ 釣餌、釣具を販売する事業	(事業) 第5条 (略) (1) (略) (2) (略) ①・② (略)

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について (公告)

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年 8 月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成 24 年 8 月 6 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター
- 3 代表者の氏名
忠 隆司
- 4 主たる事務所の所在地
村上市片町 5 番 23 号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、岩船圏域の住民が元気に生き生き暮らすため、まちづくりの推進と支援に関する事業を行うと共に、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 文化芸術又はスポーツの推進を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動

- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子供の健全育成を図る活動
- (12) 前各活動に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 観光の振興を図る活動</u></p> <p><u>(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u></p> <p><u>(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></p> <p><u>(7)～(12) (略)</u></p> <p><u>(13) 子どもの健全育成を図る活動</u></p> <p><u>(14) 経済活動の活性化を図る活動</u></p> <p><u>(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u></p> <p><u>(16) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び活動決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>(特定非営利活動の種類)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 文化芸術又はスポーツの振興を図る活動</u></p> <p><u>(5)～(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 子供の健全育成を図る活動</u></p> <p><u>(12) 前各活動に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u></p> <p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支計算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>所轄庁の認証を得なければならない。</p>

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号。以下「条例」という。）第16条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県民会館

イ 対象業務

(ア) 条例第2条各号に掲げる新潟県民会館の事業の実施に関する業務

(イ) 条例第6条に規定する使用の承認に関する業務

(ロ) 条例第7条に規定する使用承認の取消し等に関する業務

(ハ) 新潟県民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ニ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。

申請者（共同体の構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること。（共同体で応募する者にあつては、代表法人以外の構成員は県内に事務所を置く又は置こうとする法人等とすることができます。）

(9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部文化振興課文化政策係

電話番号 025-280-5138 (直通)

FAX番号 025-280-5221

(2) 募集要項の交付方法

新潟県文化振興課ホームページから入手する。

(3) 申請書類の提出期限

平成24年8月23日(木)から平成24年9月28日(金)まで

4 その他

(1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他 詳細は募集要項による。

指定管理者の募集について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟県あけぼの園(以下「あけぼの園」という。)

イ 対象業務

(ア) 障害福祉サービスの実施に関する業務

(イ) 条例第2条に規定する入所の承認に関する業務

(ウ) あけぼの園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

2 申請資格

新潟県内に主たる事務所を設置し、障害者支援施設の経営を行っている社会福祉法人で、次の要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下「役員等」という。)に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。(県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。)

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(法第2条第6条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係

電話 025-280-5210(直通)

(2) 募集要項の交付方法

前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期間

平成24年10月1日(月)午前8時30分から平成24年10月5日(金)午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く)。

4 その他

(1) 失格

虚偽の申請を行なった場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は失格とする場合がある。

(2) 指定管理者候補者の選定

選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者は県議会の議決を経て指定する。

(4) その他

詳細は募集要項による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

新潟県設計積算システム用パーソナルコンピュータ等一式の借入れ(パソコン501台、プリンタ48台)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部治山課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

借入

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成24年7月24日

6 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社 信越支社

長野県長野市七瀬中町161-1

7 落札価格

63,903,744円

8 入札公告日

平成24年6月12日

9 落札方式

最低価格

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 5 号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年 8 月31日

新潟県企業管理者 藤 澤 浩 一

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第 4 条の 3 第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに前 2 条の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する<u>法定福利費、法定福利費保険料、賃金及び旅費の支出等に関する事務は、総務課長補佐に処理させるものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する事務について<u>総務課長補佐が処理したものについては、これらの事務を行う事業所長又は企業局長若しくは事業所長の権限を専決することができる者がそれぞれ処理したもののみ</u>なす。</p>	<p>（集中管理等に係る事務の特例）</p> <p>第 4 条の 3 第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 の規定にかかわらず、総務事務システムにより処理する旅費の支出等に関する事務は、<u>総務課長補佐に処理させるものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する事務について、<u>総務課長補佐が処理したものについては、当該事務を行う企業局長又は事業所長の権限を専決することができる者がそれぞれ専決したもののみ</u>なす。</p>

附 則

この規程は、平成24年 9 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成24年 8 月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
吉谷トレーニングセンター	小千谷市大字四ツ子 66 番地 2	トレーニングルーム	375.00	平成 24 年 8 月 8 日
		和室 1	37.60	
		和室 2	37.60	

人事委員会規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 8 月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第 8 - 86号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第 8 - 55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(4)～(22) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>骨髄移植の骨髄提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合 そのつど必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(4)～(22) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。